

第6 あとがき

今回の法改正により、周辺地域への事前周知の認定要件化や交付留保措置の新設など、地域と共生した再生可能エネルギー導入のための事業規律強化が図られた。

経済産業省は、省令や太陽光発電ガイドライン等の規定について改正を行うなど、改正法の施行に向けた準備を進めており、これらの規定を着実に運用していくことが、トラブル等の未然防止や迅速な解決につながり、地域との共生が図られると考えられる。

本調査では、改正法の運用に向けた経済産業省の詳細設計の動きに応じ、機動的に調査の途中段階でも経済産業省に情報提供を行うとともに、改正法の運用に向けた点以外についても、太陽光発電設備等の適正な導入を進めるに当たり、トラブル等の未然防止や迅速な対応のために必要な経済産業省による措置を整理した。

今後は、当省の勧告等を踏まえて経済産業省において適切に対応されていくことが望まれる。

当省では、勧告を踏まえた経済産業省の改善措置状況をフォローアップするとともに、当該フォローアップが、今後の経済産業省の政策評価の参考にもなるよう、評価方法等の検討や評価の実施について引き続き経済産業省と連携して行うものとする。